

STOP! THE YANBA DAM



CONTENTS

- ▶八ッ場ダム住民訴訟 6/23いよいよ最終弁論=結審!中村春子
- ▶政官業+司法が奏でる東京四重奏判決村越啓雄
- ▶売られたケンカ、買います!大野ひろみ
- ▶イベントのお知らせ
＊シンポジウム「ダムに負けない村」
＊八ッ場ダム訴訟 千葉判決の勝利をめざして 7.25集会inきぼーる★
- ▶編集後記入江晶子
- ▶次回裁判日程
埼玉6/17,茨城6/30,千葉6/23,群馬6/26,宇都宮8/27,栃木9/10,10/15
- ▶八ッ場ダムをストップさせる千葉の会について

10
vol.

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

代表:中村春子・村越啓雄

住所:〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29

電話&ファックス:043-486-1363

Eメール:yanbachiba@gmail.com

ウェブ:<http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>

第10号 2009年6月10日発行

八ッ場ダム住民訴訟

6/23いよいよ最終弁論=結審!

2004年11月、治水・利水とも必要性を失った八ッ場ダム事業を止めたいと6都県住民が各都県を相手に住民訴訟を提起してから4年半になりました。計画からは既に57年。

関連事業費、起債利子を含む八ッ場ダム総事業費8800億円のうち、千葉県の負担額は約760億円。この巨額な税支出が「最小の経費で最大の効果を上げねばならない」とした地方自治法等に違反することから、公金支出の差し止めを求めた裁判でした。

裁判が始まった頃、弁護士を代理人とする被告・千葉県は、「この訴訟は政策論争を裁判に持ち込むもので、住民訴訟の対象にならない」と、門前払いを主張したものの裁判所はこれを無視。渇水や洪水の役立たないどころか、地滑りの危険があり災害さえもたらしかねないと、私たちの主張を審理の主題として認め、20回目に最終弁論を迎えることになりました。この間、パワーポイントを駆使した原告の意見陳述もほぼ毎回行われ、非常に分かりやすい裁判となりました。

いよいよ最後の弁論に

提訴以来、弁護団と原告は、膨大な行政文書を情報公開請求により入手。研究者や専門家の方々の現地同行による周辺検証や解析、何度もわたる利根川流域での堤防整備状況の調査、意見書の作成、裁判での証言等、助力もいただき、国の八ッ場ダム建設違法性をあらわす論点から科学的に述べることができました。これら全ては無償の活動であり、被告・行政側の機動力、資金力、人手等に比べるべくもない条件の中、その誠実さと力量、志の高さに感服し、感謝に堪えない思いです。

そして6月23日、千葉弁護団と原告はいよいよ最後の陳述にのぞみます。ぜひ、傍聴においていただき、「八ッ場ダムのウソ」を確認してください。

東京地裁の判決では原告側の主張通らず

東京地裁5月11日の判決は、原告側の主張を何一つ認めず全面敗訴、行政に「(首都・東京なのだから)自由にやってよい、司法は口を出しません」という行政寄りの偏ったものでした。裁判所は行政の自由裁量について考慮事項を設定し、適切に行はれているかチェックすべきですが、これを全く行わず、各所に都側の主張のみ散りばめ、貼り付けた「最初に結論ありき」の判決でした。

司法が行政を裁けなかった東京判決は、公共事業の無駄遣いを積極的に奨励し、原告=市民に厳しい立証責任を求める最低の判決文でした。千葉では司法の良識を感じたいと思います。

中村春子

■□■□ハッ場ダム住民訴訟・千葉裁判は、6月23日 第20回目で最終

来たれ！ 6月23日(火) 10:30-

「一部却下、その他は棄却」の知らせに裁判所前では▼

「一旦 始まった計画は、政官業トライアングルが断ち切れず、なかなか止められない」これに司法が加わったのではないか、と思わせる判決が、5月11日に東京地裁で出されました。

午後2時、各地から参加した原告団、弁護団などで満席の東京地裁103号法廷で言渡されたのは「一部却下、その他は棄却」の判決でした。

判決は、判決要旨の言渡しもなく、あつという間に閉廷となり、開かれた司法制度に向っているはずの東京地裁の裁判が、こんな昔の裁判になっていたのか、と憤りの声が原告団から口をついて出ました。

法廷に入りきれない仲間や外部への報告のため、用意した「不当判決」のビラを担当者が裁判所の外で掲げると、「ウワツー！」という声が広がりました。

裁判後、直ちに判決文を弁護団を中心に精査し、原告団・弁護団が記者会見して、抗議声明を出す一方、その他の原告団、弁護団は、各地の出席者からの意見表明や決意の表明などを行ない、さながら決起大会の様相でした。

抗議声明では「本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは東京高等裁判所へ控訴手続を行うとともに、他県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続きたかい続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい」と訴えました。

判決は、本文が87ページ、図・表を含め104ページの大部のものですが、内容には重みがありません。

1) **却下** 口頭弁論終結以前の支払差し止めを求める部分のほか、東京都水道局長が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠るとの主張、及び、東京都知事らにハッ場ダムに関し負担金等の支出命令をさせることの差し止めを求めた部分は、地方自治法242条の2第1項の住民監査請求の条件を満たしていない、とされました。

2) **棄却** ① ハッ場ダムの利水については東京都の行った将来の水道需要予測及び水源評価に不合理な点は認められない。東京都は日本の首都であるから、利根川流域の各県と比較して安定供給に重きを置くことはむしろ合理的な理由がある。
② 治水については東京都が治水上の利益を受けることは全くないとは認められない。
③ 貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるという事実は認められない。危険性の在る箇所について、国土省は再検討して修正を予定し、技術的に充分対応可能である、と認められる。

従って、国土交通大臣の納付通知に著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとは言えないので請求を棄却する、とされました。

裁判後の、さながら決起大会での弁護団からの感想で「判決内容には恐れることはない。原告が提示したデータに全く触れずに判断している箇所、採用している被告の証拠を誤用している箇所、まともに応えずにはぐらかしている箇所、これらが、利水、治水、危険性の争点で多く存在している。これらを高裁への控訴理由準備書面で明らかにしていく。」と力強い発言がありました。

私たちは、6都県の仲間とともに、しっかりと弁護団を支え、裁判を闘っていくとともに、市民にこの不正当性を訴え、各議会での修正も勝ち取っていきましょう。

村越啓雄

論となります。最後の本格的弁論をお見逃しなく傍聴ください□■□■

→千葉地裁 601号法廷 結審!!

県の反論に再反論▼

昨年 8月、原告側証人として法廷に立った。そもそも私を県議にしたのは「こんな無駄なダムはやめさせたい!」という八ッ場への「熱い思い」だ。数年後、裁判所の証言台に立つことになるとは、お釈迦様でもご存知なかっただろう。

千葉 地裁では肩透かし

証言台に立つ前に、「陳述書」を書かねばならない。県議として知りえた情報をもとに、国の忠実なシモベと化した千葉県を、心をこめて(?)批判した。

当日法廷の場では、この陳述書と私の証言に対し、敵側から厳しい質問の矢が雨あられとなって私に降り注ぐだろうと思った。いつも議会ではケンカを売る(質問すること)ばかりの身、たまには売られてやろうじゃないのと、かなり期待もしたのである。

ところが敵のB弁護士、不敵な笑みを浮かべて言った。「質問はありません」「えっ?！」

私は肩透かし、丁々発止の質疑応答を期待した傍聴者はがっかり。

ところが数ヶ月も経ったころ、県は突然私に対する「反論書」を出してきたのである。

読んでみて頭に血がのぼった。

失礼なのである。バカにしているのである。

例えば、「江戸川・中川緊急暫定水利権」というのがあって、この水を千葉県は40数年間ずっと、毎日50数万m³も使ってきていた。誰が考へても「安定して使っている」のである。だから暫定ではなく安定水利権とみなすべきだという私の主張を、「河川法を理解していないようだと冷笑する。

また、八ッ場が完成すればおいしい地下水を止められ、まずい利根川の水を買わされる我が佐倉市のこと、「本問題とは関連性が低い」と言いがかりをつける。

よしつ！ 目には目を、反論には再反論を！ と言うわけで、今年5月、連休を返上して「再反論書」を書き上げ

た。以下列記する。

佐倉市 の水道水

前述した通り、八ッ場ダムが完成すると佐倉市の水道水は地下水源の多くを放棄させられ、高くてまずい利根川の水を買わされる。当然、水道料金は跳ねあがり、今の1.5倍にもなる。これで、佐倉市は八ッ場ダムとは関係ないとは何事か。

八ッ場 ダム事業の再評価

水道に関わる数人の御用委員が、国交省の資料をもとに、1時間ほど八ッ場ダム事業について県の説明を聞いた。この会議をもって、県は「八ッ場ダム事業の再評価をした」と胸を張るのである。県の辞書には、「検証」「精査」「審議」という言葉がないに違いない。

千葉県 の財政状況

貯金ゼロ、借金3兆数千億円。まさに千葉県の財政は「崖の上のポニョ」。いつ転落してもおかしくない。この上760億円ものお金を無駄な八ッ場ダムに投資する余裕はない。にも関わらず「財政問題は八ッ場ダムと関連性が低い」と主張する千葉県は、「最小の費用で最大の効果をあげる」という地方財政法に明確に違反している。

* * * * *

「お上がり一度決めた公共事業は何が何でも推進する。一切の反対は許さない」これが千葉県の姿勢である。こんな官僚的・前時代的な県政を糾すためにも、私たちはじめ、たゆまず、あきらめず、「ストップ・ザ・ヤンバ」の旗を高くかかげて行きましょう！

大野ひろみ

売られたケンカ、買います！

イベントのお知らせ

◆八ッ場ダム訴訟 千葉判決の勝利をめざして 7.25集会 in きぼーる★

日時:2009年7月25日(土)

午後3時45分(午後3時30分開場)～5時45分

会場:Qiball(官民複合施設 きぼーる)

13階会議室(京成千葉中央駅から徒歩5分)

【プログラム】

基調講演:

「今なお土建・官僚国家、日本を変える市民の環境戦略!」

講師:青山貞一さん

(環境行政改革フォーラム代表幹事、

東京都市大学環境情報学部教授)

報告:東京地裁での判決結果と今後の取り組みについて

報告&意見交換:

「勝利判決」に向けて、私たちができることは?

◆シンポジウム「ダムに負けない村」第三弾

～八ッ場から地域の再生を考える～

日時:2009年7月20日(月・祝日)

午後1時～4時30分(開場:12時30分)

会場:群馬県社会福祉総合センター8階大ホール

(JR新前橋駅東口より徒歩5分)

【プログラム】

基調講演「河川行政の転換～ダム予定地の現実に接して」

講師:宮本博司さん

(前淀川流域委員会委員長、元国土交通省防災課長)

【パネルディスカッション】

パネリスト:加藤登紀子さん

(歌手・国連環境計画UNEP親善大使)

宮本博司さん(前掲)

牧山明さん(長野原町議会議員)ほか

コーディネーター:森まゆみさん(作家)

参加費:500円(資料代)

主催:八ッ場あしたの会

編集発言

「新地のぼったくりバーよりひどい」。国の直轄事業への地方負担金支払いについて大阪の橋本知事が異議を唱え、全国の知事もこぞって不満をあらわにした。99年の地方分権一括法によって自治体は「国の下請け機関」でなくなつたが、結局はお上の言うことに逆らえなかつたということ。千葉県に届いた八ッ場ダムの請求書は一体どんな明細になつてゐるのか? 孫子の代に巨額の借金を背負わせ、荒らされた自然環境を見せることは絶対にしたくない。

(入江晶子)

各地の裁判日程

千葉県 6月23日(火)10:30～

千葉地裁601号法廷 結審!

★注目される千葉の結審

いざ来たれよ、市民・傍聴席を一杯にしよう!

埼玉県 6月17日(水)11:00～

さいたま地裁105号法廷 口頭弁論

茨城県 6月30日(火)13:05～

水戸地裁 判決

群馬県 6月26日(金)10:00～

前橋地裁21号法廷 判決

宇都宮市 8月27日(木)15:00～

東京地裁822号法廷 湯西川ダム口頭弁論

栃木県 9月10日(木)13:30～

10月15日(木)13:30～

宇都宮地裁302号法廷 証人尋問

八ッ場ダムをストップさせる 千葉の会について

「千葉の会」とは?

2004年9月、千葉県に対し住民監査請求を行う請求人を募集した際、その取りまとめを行ったメンバーにより発足されました。

関係6都県にも同様の会があり、八ッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換しながら共に活動中。この6団体の連合体が「八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

入会のお誘い

この裁判を勝ち抜くためには大勢の力が必要です。「千葉の会」に入会し、ぜひ継続的ご支援を下さいますようお願いします。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けしています。会費は1口1,000円、何口でもOKです。八ッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう。

★緊急カンパのお願い★

また、今年度は財政的な余裕がなく、皆様のカンパなくして運営が難しい状況です。どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

*会費・カンパは下記の郵便局口座にお振り込み下さい。連絡経費節減のため、通信欄にはFAX番号やメールアドレスもご記入下さい。

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会
振替 00120-5-426489